

「鳥取県域公営企業会計システム共同化プロポーザル」プレゼンテーション実施要領

1 実施概要

鳥取県域公営企業会計システム共同化プロポーザル二次審査におけるプレゼンテーションの内容について、以下のとおり定める。

2 実施方法

(1) 日時

実施日、開始時間等の詳細については別途通知する。

(2) 会場

鳥取県米子市車尾南二丁目8番1号 米子市上下水道局3階大会議室

(3) 審査員

鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会(以下、「委員会」という。)委員のうち、次の事業体に属する者から選定する。

ア 鳥取県

イ 米子市上下水道局

ウ 倉吉市

エ 智頭町

オ 八頭町

カ 湯梨浜町

キ 北栄町

ク 伯耆町

ケ 日野町

(4) 審査の順番

プレゼンテーションの実施順は、委員会において、くじ引きにより決定する(別途通知)。

(5) 提案者からの説明

ア プレゼンテーションに要する説明時間は50分とする。

イ プレゼンテーションは、業務提案書の内容に基づき実施することとし、追加資料は認めない。

ウ システム機能に係る説明は、実機を用いて行うこと。なお、業務提案書による説明と実機による説明の時間配分は特に定めないが、本号アに定める時間内で実施すること。

エ 説明途中であっても、所定の時間に達した場合は説明を終了するものとする。

(6) プレゼンテーションの内容

次の項目を必須とする。

ア システムの機能

イ 障害時の対応

ウ データ移行の方法

エ 導入時の研修方法

オ 導入後のサポート

カ 独自の提案

キ 共同化又は共同調達における自社の構築方法、対応及びメリット

ク 法改正への対応並びにシステムのバージョンアップ及びアップデートに対する対応方針

ケ 5年後の更新（再契約）時における考え方

(7) 質疑応答

ア 質疑応答の時間は、原則として15分とする(状況により、時間を超過して行うことがある。)

イ 業務提案書及びプレゼンテーションの内容のうち、明確化が必要と認められる事項を中心に実施する。

3 留意事項

(1) プレゼンテーションは非公開とする。

(2) プレゼンテーションの内容の録音及び録画は禁止する。

(3) 1提案者当たりの参加人数は5名以内とする。

(4) プレゼンテーション会場への入室は、委員会委員、委員会事務局及び提案者側出席者に限る。
なお、二次審査委員以外の委員は傍聴のみとし、プレゼンテーション実施中は一切発言できないものとする。

(5) 出席者は、定められた時間（別途通知）以外にプレゼンテーション会場へ入室することはできない。

(6) プレゼンテーションには、原則として、提案者の主たる業務責任者（プロジェクト管理者）が出席すること。

(7) プレゼンテーションへの出席は会場での参加に限り、Webでの参加は認めない。ただし、やむを得ない事情により委員会が認めた場合は、この限りではない。

(8) 出席者の紹介を行うこと（紹介に要する時間は3分以内とし、説明時間には含めない。）。

(9) 出席者名簿（様式任意）を10部作成し、開始前に事務局へ提出すること。

(10) プレゼンテーションに使用する機材は、次に掲げるものを除き、提案者が用意すること。

ア プロジェクター

イ 大型スクリーン

ウ 音響機器（マイク、スピーカー、アンプ等）

エ HDMI ケーブル（PC-映像・音響機器接続用）、電源延長コード

(11) インターネット環境が必要な場合は、提案者において用意すること。

(12) 会場の準備及び撤収に要する時間は10分以内とし、定められた開始時間になり次第、速やかにプレゼンテーションを開始すること。終了後は、速やかに会場から退出すること。

(13) プレゼンテーション及び質疑応答に参加しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(14) やむを得ない事情により、プレゼンテーションの実施方法をWeb上での開催とする場合がある。